

基発第 0629001 号
職発第 0629001 号
能発第 0629001 号
平成 19 年 6 月 29 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)
職業安定局長
(公印省略)
職業能力開発局長
(公印省略)

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に向けた取組について

製造業の請負事業については、雇用契約が短期で繰り返される等労働条件、処遇その他雇用管理が必ずしも十分でなく、技術・技能が蓄積されないといった現状や、労働関係法令が徹底されていないといった現状があり、これらの改善が課題となっている。

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進については、関係者の主体的な努力は言うまでもないが、それらに取り組む請負事業主及び発注者が、これをより効率的に行うことができるよう、具体的な取組の方法等について明らかにする等の支援が必要である。

このため、平成 18 年 10 月より学識経験者に参集いただいた「製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善に関する研究会」で検討してきたところ、今般、製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン、チェックシート等に盛り込むべき内容等について意見の取りまとめが行われた。

については、上記の取りまとめを受けて、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が講ずべき措置に関するガイドライン」(別添 1) 及び「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」(別添 2) を定め、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が講ずべき措置に関するガイドラインのチェックシート」(別添 3)、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む発注者が講ずべき措置に関するガイドラインのチェックシート」(別添 4) 及び「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置

に関するガイドラインの考え方」(別添5)を作成した。

各労働局においては、別添3、4及び5を併せて活用することにより、別添1及び2について請負事業主及び発注者に対する積極的な周知及び啓発に取り組まれない。